

新潟市建設工事総合評価方式の手引き

入札参加者様へ

令和7年9月

新潟市都市政策部技術管理課

目 次

1	はじめに	
(1)	総合評価方式とは	4
(2)	総合評価方式の導入の意義	4
(3)	落札者の決定方法	4
2	新潟市における総合評価方式	4
(1)	総合評価方式の試行状況	5
(2)	総合評価方式の見直し経緯	5
(3)	総合評価方式の適用対象工事の移り変わり	6
3	令和7年度 総合評価方式の主な見直し	7
4	令和7年度の評価区分ごとの評価項目と配点	8
5	評価項目と評価基準	9
6	標準的な実施スケジュール	12
7	「総合評価方式個別説明書」及び「技術評価点自己評価表」について	13
(1)	「総合評価方式個別説明書」について	13
(2)	「技術評価点自己評価表」について	17
8	電子申請（システム）について	21
(1)	電子申請の方法	21
(2)	注意事項	22
(3)	電子申請システムに係るシステム障害時等の取扱い	22
9	総合評価方式入札における不適合事項に関する通知について	25
10	履行の確保と確認	27
	(受注者の方へ 特にご注意いただきたいこと)	

11 その他の事項

(1) 学識経験者からの意見聴取	29
(2) 説明要求等の対応	29

【補足説明】

※ 新潟市建設工事総合評価方式を実施するうえで、「新潟市建設工事総合評価方式実施要領」等を定め、新潟市のホームページに掲載しています。

具体的には

新潟市のホームページの【トップページ＞産業・経済・ビジネス＞土木・建築＞建設工事総合評価方式＞実施要領・運用基準・様式 等】に下記のものを掲載しています。

- ・ 新潟市建設工事総合評価方式実施要領
- ・ 新潟市建設工事総合評価方式実施要領の運用基準
- ・ 提出書類様式について

【トップページ＞産業・経済・ビジネス＞土木・建築＞建設工事総合評価方式＞電子申請・評価項目に関する留意事項・手引き・FAQ】に下記のものを掲載しています。

- ・ 自己評価表等資料の作成と提出に関する留意事項について（周知）
- ・ 共同企業体で申請する場合の留意事項について
- ・ 自己評価にあたっての留意事項
- ・ 総合評価方式において配置予定技術者を兼任する場合の手続き及び監理技術者補佐の施工実績等の取扱いについて

【トップページ＞産業・経済・ビジネス＞入札・契約＞入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）＞要綱・書式・その他＞規則・要綱・要領等】に下記のものを掲載しています。

- ・ 新潟市建設工事一般競争入札実施要綱
- ・ 新潟市低入札価格調査実施要領

本「手引き」は、新潟市における総合評価方式に関する基本的事項を示すものです。

1 はじめに

建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なることなどの特性を有しています。

公共工事に関しては、国及び地方公共団体ともに厳しい財政状況にあり、公共投資が減少する中でその受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増しています。

これにより、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質の低下が懸念されていました。

このような社会状況を踏まえ、**公共工事の品質確保を目的に**

平成17年4月に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）

が施行されました。

品確法では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とし、公共工事の品質確保に当たっては、「民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるよう配慮されなければならない。」と規定しており、この品確法の基本理念を実現する主要な取組みとして、総合評価方式の適用が示されています。

また、**品確法を総合的に推進するため**

平成17年8月26日に、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（基本方針）

が閣議決定されました。

基本方針では、「我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要であり、公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

としています。

(1) 総合評価方式とは

総合評価方式とは、発注者が入札参加者に施工計画や施工能力等についての技術資料の提出を求め、入札参加者の技術的能力を適切に評価し、その技術評価点と価格を総合的に評価して、落札者を決定する方式です。

この方式は、従来の価格のみによって落札者を決定する方式と異なり、価格以外の多様な要素を考慮するという点で高い技術能力等を有する入札参加者が落札者となる可能性が高くなり、工事品質の確保及び向上、企業間における技術力競争の促進、談合の抑制等の効果が期待できます。

(2) 総合評価方式の導入の意義（国土交通省 総合評価実施マニュアルより）

総合評価方式には次のようなメリットがあり、これにより、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されます。

- ① 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができる。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができる。
- ③ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献する。
- ④ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。
- ⑤ 総合評価落札方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進する。

(3) 落札者の決定方法

総合評価方式における落札者の決定方法は2種類あります。

- ① 予定価格等の制限の範囲内で入札価格に基づいて算定した価格評価点に、入札参加者から提出された技術資料に基づいて各評価項目を点数化した技術評価点を加えて総合評価点（評価点）とする方法で、総合評価点の最も高い入札参加者を落札者とする方法。（加算方式）

$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$	新潟市が採用している方式
--	--------------

- ② 技術評価点を入札価格で除する方法で、評価値（総合評価点）の最も高い入札参加者を落札者とする方法。（除算方式）

$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}$

2 新潟市における総合評価方式

新潟市においては、平成18年7月18日に簡易型、標準型、高度技術提案型という3つの区分からなる新潟市建設工事総合評価方式試行要領を定め、試行を開始しました。

試行開始以来、各年度において、その試行結果や様々な意見等を踏まえ、評価項目や配分点数等の検証及び見直しを行い、総合評価方式による一般競争入札を推進しています。

(1) 総合評価方式の試行状況

年度ごとの試行状況は、以下の通りとなっています。

(標準型、高度技術提案型については、これまで試行実績がありません。)

	H 18~H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
特 別 簡易型	1183	56	60	47	51	54	70	1521
簡易型	115	2	0	3	2	2	2	126
集 計	1298	58	60	50	53	56	72	1647

(2) 総合評価方式の見直し経緯

平成18年7月18日に定められた「新潟市建設工事総合評価方式試行要領」では、簡易型、標準型、高度技術提案型という3つの区分でスタートしましたが、平成19年12月20日の改正施行により特別簡易型を加えた以後、主に特別簡易型、簡易型について見直しを行ってきました。

- ◆ 特別簡易型については、平成22年6月11日の改正施行から、「施工実績評価型」及び「地域貢献度評価型」に区分し、発注工事金額の規模に応じた評価などを目的とした改善を行いました。
- ◆ 簡易型についても同様に、平成22年6月11日の改正施行から、発注工事金額の規模に応じて評価することとし、3つのタイプを設け改善を図りました。
- ◆ 令和7年4月1日より総合評価落札方式は「試行」から「実施」に移行しました。

(注：下記の数値は、年度当初のものです。)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25 ~ H30	R1~ R5	R6~R7	R7
特 別 簡易型	価格評価点	未定	未定	85	85	80	75	85~80	80	80	80	80
	技術評価点	未定	未定	15	18	25	28	15~22	22	20	19.5 20	19.0~ 23
簡易型	価格評価点	80	80	80	80	75	70	70	70	70	70	70
	技術評価点	20	20	20	23	28	33	32	32	30	29.5 30	30.5~ 32
標準型	価格評価点	80	80	70	70	70	65	65	65	65	65	65
	技術評価点	20	20	30	33	33	38	37	37	35	35	35

【注】・上記技術評価点においては、平成21年1月以降の公告から緊急経済対策として、「雇用状況」の評価が加わり、平成20年度～平成23年度の技術評価点の配分点数は、3点（内数）となっています。

- ・「雇用状況」評価は、平成24年度においては、配分点数の減点見直し（3点⇒2点）を行い、さらに、特別簡易型の企業育成型では評価項目として設定することなく評価を行いました。
- ・平成25年度において、2,500万円以上5,000万円未満対応の企業育成型（Ⅰ型・Ⅱ型）を廃止し、5,000万円以上8,000万円未満対応の育成型を設けました。
(上記一覧表のH25列の価格評価点欄：技術評価点15～22点⇒22点)

- 平成 26 年度において、5,000 万円以上 8,000 万円未満対応の育成型を廃止しました。
- 令和元年度において、評価項目「雇用状況」の評価を中止しました。（総合評価点 102 点⇒100 点）

（3）総合評価方式の適用対象工事の移り変わり

本市において、総合評価方式の適用対象となる工事は、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱第2条の規定（参考資料参照）による新潟市請負工事入札参加資格要件等審査委員会又は新潟市請負工事等区役所審査委員会（以下「入札審査委員会等」という。）が審査する一般競争入札に参加できる資格要件に係る全体工事費によるもの」としています。

取扱い経過を以下に記します。

- ① 平成 18 年度の試行から平成 23 年 10 月 10 日までは、概ね 1,000 万円以上の工事
- ② 平成 23 年 10 月 11 日以降の入札公告からは、2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の工事
- ③ 平成 25 年 4 月 1 日以降の入札公告からは、原則として、5,000 万円以上の工事
ただし、5,000 万円未満であっても、周辺環境・安全対策等の配慮や工夫を要する土木工事などについては、「特別簡易型」による評価の対象としています。
- ④ 令和 7 年 9 月 1 日以降の入札公告からは 5,000 万円以上 8,000 万円未満の工種の少ない工事において「地域の守り手確保型」を新設しました。

3 令和7年度 総合評価方式の主な見直し

- 原則全てを総合評価方式へ移行

設計金額 5 千万円以上の工事（一部除く）は、今後3年の間（～R9）で一般競争入札から原則全てを総合評価方式へ移行。

- 2億円以上の案件は「簡易型」採用へ取扱いを変更

総合評価方式への参加経験が多い業者に着目。技術力をさらに競い合っていただくため「簡易型」へ。

- 「地域の守り手確保型」を新設 ―入札参加のしやすさを確保―

総合評価方式への参加経験が少ない業者に着目。地域社会への貢献や努力を加点要素に重み付け。

- 評価項目の改定

地域社会への貢献、課題解決の後押しへつなげるため、評価項目を追加・修正・削除。

- ・削除項目 「企業有能力・同種工事の工事成績」「ISOの認証取得」

- ・新設項目 「Made in 新潟等新技術の活用」「災害時活動実績」

「ICT活用工事の取組み・実績」「ワークライフバランスの推進」

「技術の継承」

- 意見交換の継続開催

業界団体との意見交換を継続的に行い、効果や影響を検証しさらなる見直しの必要性について検討

- 工事成績の平均点が上がっていることから、工事成績の評価基準をそれぞれ3点引き上げた。

4 令和7年度の評価区分ごとの評価項目と配点

令和7年度の評価項目と評価点数を以下に記します。

【技術評価項目における注意事項】

- ① 技術評価の項目は、「工事の施工能力」、「地域・社会貢献度」、「客観的な優良性」及び「簡易な施工計画」から構成されています。
- ② 「企業の能力・同種工事の工事成績」および総合評価パターンは廃止となりました。

令和7年度 技術評価点の配点表

評価項目			型式	特別簡易型				簡易型		
			型	地域の守り 手確保型	I 型	II 型	III 型 (全て簡易型)	I 型	II 型	III 型
			金額 範囲	1,000万以上 8,000万未満	5,000万以上 8,000万未満	8,000万以上 20,000万未満	20,000万 以上	5,000万以上 8,000万未満	8,000万以上 20,000万未満	20,000万 以上
			ランク	B・C(土) S・A・B・C(推) S・A・B・C(建) A(管)	B・C(土) S・A・B・C(推) S・A・B・C(建) A(管)	S・A・B(土・ 推) S・A(建)1億~ A(電・管)	S・A(土) S・A・B(推) S・A(建) A(管)	B・C(土) S・A・B・C(推) S・A・B・C(建) A(管)	S・A・B(土・ 推) S・A(建)1億~ A(電・管)	S・A(土) S・A・B(推) S・A(建) A(管)
簡易な施工計画			—	—	—	—	10.0	10.0	10.0	
工事の施工能力			5.0	12.0	14.0	17.0	14.0	15.0	17.0	
企業 の 能力	工事成績（平均点）		1.0	5.0	6.0	7.0	5.0	6.0	7.0	
	同種・類似工事の施工実績		—	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	優良工事表彰等		—	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	総合評価方式受注回数 型式毎に次の4種に区分して 評価 ・土木一式 ・建築一式 ・ほ装 ・その他		4.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
技術 評 価 点	国家資格		—	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	同種工事の工事成績		—	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した同種工事での工事成績評定点施工実績									
	同種・類似工事の施工実績									
主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した同種類似工事の施工実績		—	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	2.0		
地域・社会貢献度			12.5	7.0	7.0	4.5	5.0	5.0	3.5	
	Made in 新潟等新技術の活用		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	災害時活動協力・活動実績		2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	除雪委託契約（土木一式・ほ装）		2.0	2.0	2.0	—	1.0	1.0	—	
	地域内拠点		2.0	0.5	0.5	—	0.5	0.5	—	
	新潟市消防団協力事業所		2.0	0.5	0.5	—	0.5	0.5	—	
	障がい者雇用		—	—	—	0.5	—	—	0.5	
	ボランティア活動		2.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	市内企業の活用		2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	
	持続可能な建設業への取り組み			1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
		ICT活用工事の取組み・実績（土木一式・ほ装）		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
ワークライフバランスの推進		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
技術の継承（50歳未満の技術者配置）		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
技術評価点（基準配点）			A	19.0	20.5	22.5	23.0	30.5	31.5	32.0
価 格 評 価 点			B	80.0	80.0	80.0	80.0	70.0	70.0	70.0
総合評価点			A+B	99.0	100.5	102.5	103.0	100.5	101.5	102.0

【前ページ表の説明】

- ① 5,000 万円未満の工事（周辺環境・安全対策等の配慮や工夫を要する土木工事など）について、必要に応じて対象とすることができる取扱いとしています。適用の際の型は、地域の守り手確保型とします。
- ② 技術者の評価において、現場代理人として従事した工事の成績評定点と施工実績を評価することとし、主任（監理）技術者と同様に評価します。
- ③ 配置予定技術者と共に補助技術者（専任補助者）を配置する場合、補助技術者が有する評価内容（国家資格、同種工事の工事成績、同種・類似工事の施工実績）で評価します。
- ④ 「除雪委託契約」は「土木一式」及び「ほ装」が評価対象となります。
- ⑤ 地域内拠点の評価については、概ねの発注金額が 2 億円未満を対象とすることにしています。
- ⑥ 障がい者雇用の評価を行うこととし、概ねの発注金額が 2 億円以上を対象としています。

5 評価項目と評価基準

総合評価方式の評価項目及び評価基準については、「自己評価の留意事項」でもお知らせしていますが、入札案件ごとに新潟市建設工事総合評価方式実施要領第6条で定める別記様式 1 号（技術評価点自己評価表）により、入札公告において個別に示すこととしています。

評価項目、評価内容、評価基準について次ページに示す、「別記様式 1 号」をご覧ください。

【注意事項】 技術評価点自己評価表の「工事番号」および「工事名」欄については、発注時に記入されています。決して消去しないでください。

別記様式 1 号

別記様式1号(実施要領第6条関係)

令和7年度・技術評価点自己評価表（総合評価の型式・型式名称）

記号

(あて先) 新潟市長

入札参加資格登録 所在地		下記に工(業)種に応じた入札 参加資格者名簿格付けランク をご記入ください。
商号又は名称		
代表者名		
工事番号	消去不可	
工事名		

色の箇所を文字や数値またはプルダウンにより、入力してください。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己評価点
工事の 施工能力 (必須)	企業 の能力	工事成績評定点の平均点:a (小数点以下第4位四捨五入3 位止) 対象期間:現年度を含まず、過 去5ヶ年度 ※1 (対象とする工種及び期間は案 件ごとに定める)	85点以上 77点以上85点未満 65点以上77点未満 65点未満(マイナス評価とする) 実績なし	新潟市評価
		同種・類似工事の施工実績 対象期間:現年度(公告日前日 まで)及び過去15ヶ年度 (対象とする実績要件は案件ご とに具体的に定める)	国、都道府県又は政令指定都市等の発注工事の元請施工実績がある 上記以外の発注工事の元請施工実績がある 実績なし	
		優良工事表彰等	指定工種での新潟市優良工事 表彰又は一定以上の工事成績 の有無 対象期間:現年度(公告日前日 まで)及び過去5ヶ年度	
		総合評価方式受注 回数	指定工種での優良工事表彰の受賞あり 指定工種での85点以上の工事成績評定点あり 受賞等なし	
		当該年度の総合評価方式の受 注回数 ※2 (受注回数は、入札公告で掲げ る土木一式、建築一式、舗装、 その他(前記3工種以外の工 種)の4区分で算定する)	受注実績が、無し 受注実績が、1回 受注実績が、2回以上	
	配置 予定 技術 者の 能力	国家資格 ※3	工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、1級の国家資格を有する者又は技術士の資格 を有する者 工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、2級の国家資格を有する者 上記以外の資格	評価項目 及び 配点は、 総合評価の 型式・ 型式名称 に応じる。
		同種工事の工事成 績 ※3 ※4	85点以上 83点以上85点未満 81点以上83点未満 実績なし	
		同種・類似工事の 施工実績 ※3 ※4	国、都道府県又は政令指定都市等の発注工事の元請施工実績がある 上記以外の発注工事の元請施 工実績がある 実績なし	
		Made in 新潟等新技術 の活用	新技術の活用が2技術以上あり (活用目的が本工事に合致し、現場条件に適合するもの) 新技術の活用が1技術あり (活用目的が本工事に合致し、現場条件に適合するもの) 上記以外	
		災害時活動協力・活動実 績	工事施工場所と同一区内での災害時応援協定の締結実績があり、かつ、過去10ヶ年度(当 該年度含む)に災害時等の活動実績がある(同一区) 工事施工場所と同一区ではないが災害時応援協定の締結実績があり、かつ、過去10ヶ年度 (当該年度含む)に災害時等の活動実績がある(他区、全市) 災害時応援協定の締結実績はあるが、活動実績はない(同一区、他区、全市) 災害時応援協定の締結はないが、新潟市からの要請による活動実績がある(全市) 災害時応援協定の締結はないが、新潟市内において、国、新潟県、旧公団からの要請による 活動実績がある(全市) 上記以外	
地域・ 社会 貢献 度	除雪委託契約	新潟市の除雪委託契約の有無	工事施工場所と同一区内にお いて 新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり 新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり	
		対象期間:現年度(公告日前日 まで)及び過去3ヶ年度 (複数の契約がある場合は、何 れか1つの契約で判断し評価す る)	工事施工場所と異なる区にお いて 新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり 新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり	
	除雪委託契約	新潟市の除雪委託契約の有無	工事施工場所と同一区内にお いて 新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり 新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり	
		対象期間:現年度(公告日前日 まで)及び過去3ヶ年度 (複数の契約がある場合は、何 れか1つの契約で判断し評価す る)	工事施工場所と異なる区にお いて 新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり 新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり	

(再) 地域・社会貢献	地域内拠点	本社(本店)の所在地 基準日:入札参加申込締切日	本社(本店)が工事施工場所と同一区内に存在する		評価項目 及び 配点は、 総合評価の 型式・ 型式名称 に依じる。		
			本社(本店)が上記以外の新潟市内に存在する				
			本社(本店)が新潟市内に存在しない				
	新潟市消防団協力事業所	新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無 基準日:公告日	新潟市消防団協力事業所表示証が交付されている				
			該当しない				
	障がい者雇用	障がい者雇用の有無 基準日:公告日	障がい者を法定雇用率以上で継続して(1年以上)雇用している				
			上記に該当しない				
	ボランティア活動	新潟市内におけるボランティア活動の実績 対象期間:現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度	過去3ヶ年度にボランティア活動の実績がある				
			実績なし				
		市内企業の活用	一次下請を含む市内企業	自社施工及び一次下請施工において、市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である 上記の工事費総額が、請負金額の70%以上である 上記の工事費総額が、請負金額の60%以上である 上記の工事費総額が、請負金額の50%以上である 上記に該当しない			
持続可能な建設業への取組み	ICT活用工事の取組み・実績 (対象:土工、舗装工事)	新潟市発注工事で受注者希望型のICT活用工事の取組み、かつ、実績の有無 基準日:公告日現年度(公告日前日まで)	本工事を「ICT活用施工」として実施し、かつ、完了した「ICT活用工事」の実績がある 本工事を「ICT建機による施工」として実施し、かつ、完了した「ICT活用工事」の実績がある 本工事を「ICT建機による施工」として実施するが、完了した「ICT活用工事」の実績はない 上記以外 下記のいずれか2つ以上の認定等がある 下記のいずれか1つ以上の認定等がある				
	ワークライフバランスの推進	各法律、制度に基づく認定等の有無(基準日に有効なもの) 基準日:公告日	①にいがた健康経営推進企業(新潟県) ②えるぼし認定(厚労省 女性活躍推進法) ③くるみん認定(厚労省 次世代育成支援対策推進法) ④ユースエール認定(厚労省 若者雇用促進法) ⑤育児休業、介護休業法に定めるところにより、就業規則に「子を養育するための休業制度」及び「要介護状態にある対象家族を介護するための休業制度」を定めている(厚労省 労働基準監督署へ届出) ⑥新潟市働きやすい職場づくり推進賞 ⑦新潟市健康経営認定(ゴールドクラス、シルバークラス) 上記以外				
		技術の継承	50才未満の配置技術者の配置の有無 基準日:公告日	50才未満の配置技術者(主任技術者、監理技術者、特例監理技術者)の配置 上記以外			

留意事項	※1	工事成績評定点は、過去5ヶ年度を範囲に限定して取り扱うものとします。 ただし、前年度工事成績評定点に関して、現年度4月公告に関するものは、前年度1月末日までに竣工したものを対象に算定します。
	※2	総合評価方式の受注回数算定においては、共同企業体で受注実績がある場合、代表者および構成員を問わず回数を数えるものとします。
	※3	「補助技術者(専任補助者)」を配置する場合、補助技術者が有する評価内容(国家資格・同種工事の工事成績・同種・類似工事の施工実績)で評価します。
	※4	配置予定技術者が介護休暇、育児休暇又は産前産後休暇を取得していた場合、若しくは災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付き職員として併任していた場合、それらの期間を評価対象期間に加算します。

配置予定技術者等記載欄 (配置を予定する主任(監理)技術者、補助技術者(専任補助者)について、該当欄に記入してください。)

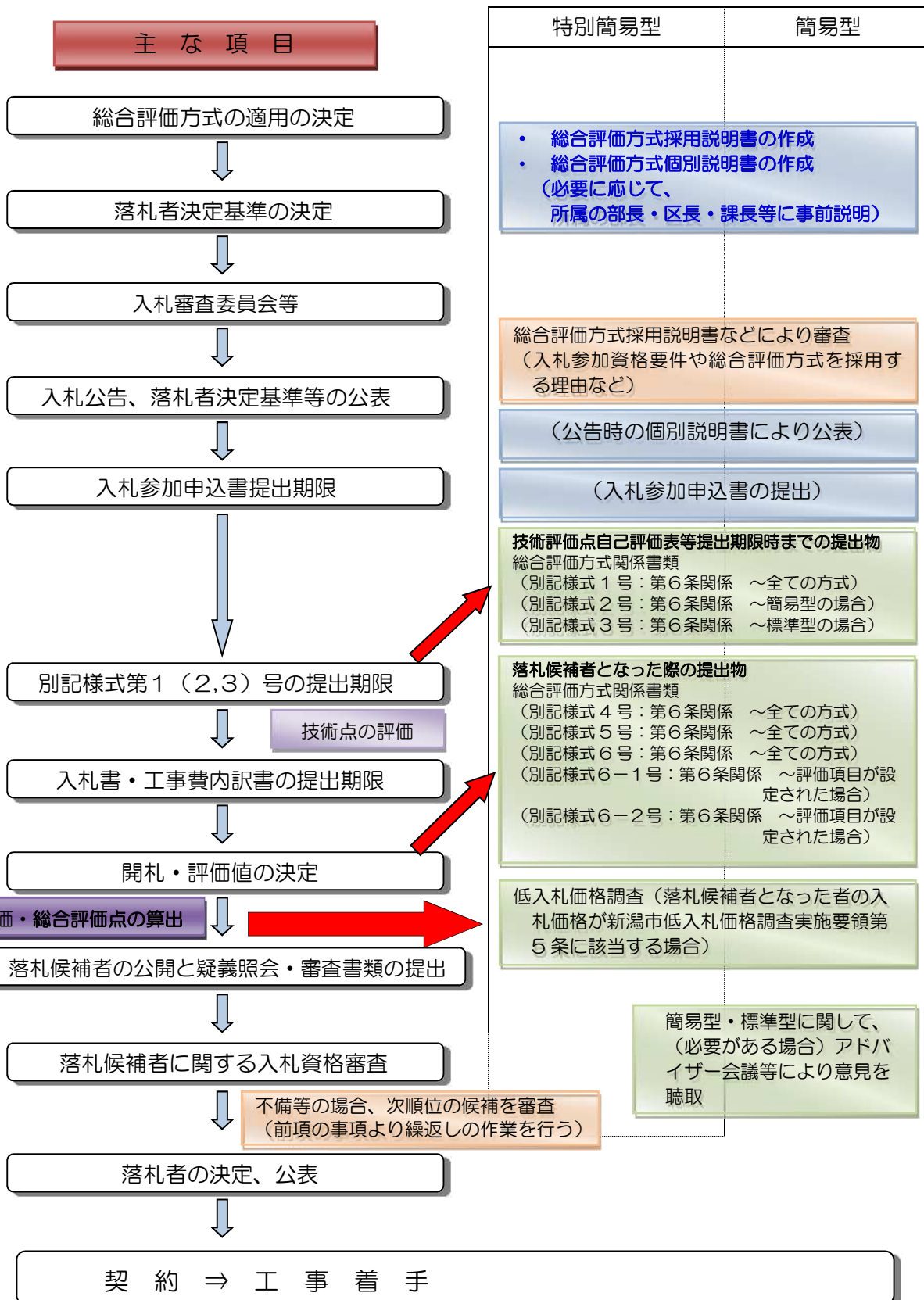
※ 監理技術者を補佐する者は記載しないでください。(建設業法第26条第3項ただし書きの適用を受ける監理技術者を補佐する者)

【注意事項1～4】 主任技術者又は 監理技術者の区分	【注意事項2、3】 フリガナ 氏 名	【注意事項2～4】 雇用関係開始年月日	注 意 事 項 (配置予定技術者とは、主任(監理)技術者、補助技術者を指します。) ※ 監理技術者を補佐する者は該当しません。
			＜共通事項＞ 配置予定の有資格技術者を左記の欄に記入してください。
			【注意事項1】:本案件に配置予定の主任技術者又は監理技術者を記入してください。 【注意事項2】:配置技術者の専任を要する工事の場合、入札参加申込締切日時時点で雇用期間が3箇月未満の者は、配置予定技術者として認められません。 【注意事項3】:記入のない場合や、発注工事において配置予定技術者として認められない者が記載され評価できない場合、入札は無効として失格となります。 【注意事項4】:「自己評価表」提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす候補者をそれぞれ4人まで記入することができます。複数の配置予定技術者を記入した場合は、「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」の3項目の評価の合計点が最も低い技術者を評価します。 それぞれの項目を異なる技術者により評価するものではありません。
※4 補助技術者	【注意事項2～8】 フリガナ 氏 名	【注意事項2～8】 雇用関係開始年月日	※「補助技術者(専任補助者)」で評価を希望する場合、左記の該当欄に記入してください。 現場経験が少ないなど、主任技術者(監理技術者)に登用されづらい技術者の育成、技術力向上を目的とし、経験豊富な補助技術者(専任補助者)(以下、補助技術者と言う。)を配置する場合、「補助技術者」で評価します。 【注意事項5】:補助技術者を配置する場合は、左記に記載された補助技術者の評価点で「配置技術者の能力」を評価します。 (補助技術者の配置の有無は、申請者が選択します。) 【注意事項6】:補助技術者は、現場代理人との業務ができます。 【注意事項7】:補助技術者を他工事と兼任させたい場合は配置予定技術者と同様とします。 ホームページ「自己評価の留意事項」の1留意事項全般【配置予定技術者を他工事と兼任させたい場合】に記載 【注意事項8】:「落札候補者」となり、記載した「補助技術者」を配置できない場合は「失格」となります。
補助技術者 (専任補助者)			
補助技術者 (専任補助者)			
補助技術者 (専任補助者)			
補助技術者 (専任補助者)			

6 標準的な実施スケジュール

発注者の事務手続きフロー（参考掲載）

本市における総合評価方式の標準的な実施スケジュールは、概ね以下のとおりです。



7 「総合評価方式個別説明書」及び「技術評価点自己評価表」について

一般競争入札の場合、入札公告において基本的な事項である「案件番号」、「工事番号」、「工事名」、「工事場所」、「履行期限若しくは履行日数」、「申請申込締切日時」、「質疑書提出締切日時」、「電子入札締切日時」、「工事概要」などが示され、さらに、重要な入札参加要件である「格付又は評点」、「営業拠点」及び「実績要件」が示されます。

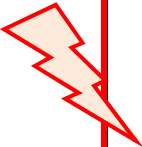
総合評価方式の場合においては、上記に加えて「総合評価方式個別説明書」、「技術評価点自己評価表」などが示されます。

(1) 「総合評価方式個別説明書」について

- ① 総合評価方式個別説明書は、発注案件ごとに定めるものです。
- ② 個別説明書上段の「総合評価方式の入札に関する事項」では、「工事番号」、「工事名」、「総合評価方式の型式」のほか、「技術評価点自己評価表及び簡易な施工計画書の提出」及び「評価結果の疑義照会」などの事項について説明しています。

熟読と確認をお願いします。

簡易型を例に説明します。



総合評価方式の入札に関する事項

工事番号	〇〇第〇号		
工事名	〇〇〇工事		
総合評価の型式	簡易型 II 型	型式名称	KA2(建築・塗装 ほか)
※1 技術評価点自己評価表 及び 簡易な施工計画書の提出	提出期間	令和〇年〇月〇日 8時30分～令和〇年〇月〇日 17時00分	
	提出書類	本公告に添付の「技術評価点自己評価表（別記様式1号）」	
		簡易な施工計画書(別記様式2号)	
※2 技術資料等の提出	提出方法	新潟市ホームページ【事業者の方へ・電子申請＞申請・届出の総合窓口】の電子申請システム（https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/govTop.do） なお、上記システムに添付できるファイルの容量については約10MBまでです。簡易な施工計画書を補足する資料に限り、ファイルの容量が大きく添付できない場合は、書留などの配達記録が残る郵送等でも受理します。	
	提出期限	落札候補者とする宣言又は通知を受けた日の翌日（土日、祝日など閉庁日は除く）	
総合評価結果の公開	提出書類	下記の「落札候補者の提出資料について」に掲げる書類	
	提出方法	本庁契約課発注案件は技術管理課へ持参、区役所発注案件は区役所契約担当課へ持参	
	公開予定期日	原則、開札日の翌々日とする。 ただし低入札価格調査対象案件と関連した場合はこの限りではない。	
評価結果の疑義照会	公開場所	新潟市ホームページ【産業・経済・ビジネス＞入札・契約＞入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）＞案件情報＞入札・契約結果】 (http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/index.html)	
	照会期間	公開日の翌々日の17時まで（土日、祝日など閉庁日は除く）	
低入札価格調査	照会方法	評価結果に関する疑義内容を電子メールに記載し技術管理課へ照会 (メールアドレス:gijutsu@city.niigata.lg.jp)	
	低入札価格調査	本案件は、低入札価格調査対象案件	

- ③ 説明書中段の「技術評価に関する事項」では、入札に参加される方の実績を評価する「工事成績平均点」、「同種工事」、「同種・類似工事」及び「優良工事表彰等」に関することが、簡易型の場合、「技術評価に関する事項」の次に、「簡易な施工計画に関する事項」が掲げられ、案件ごとに「簡易な施工計画で求める所見」のテーマが明記されます。

同種工事においては、

- ・企業の工事成績、及び配置予定技術者の工事成績の評価は、
同種・類似工事の配置予定技術者の施工実績と同様の評価内容としています。

同種・類似工事における施工規模は、

- ・「企業としての施工実績」：「配置予定技術者の施工実績」＝2：1となるように設定しています。

評価項目及び配点		「簡易な施工計画 評価基準表」及び添付の「技術者施工実績表」及び配点	
工 事 成 績 平 均 点	対 象 期 間	公告年月日	
		令和7年4月1日～令和7年4月30日 →	
		令和7年5月1日～令和8年3月31日 →	
同 種 ・ 類 似 工 事	対 象 工 (業) 種	建築一式	
		企業の施工実績	
		配置予定技術者の施工実績	
同 種 工 事	企業の施工実績	【例文】 評価する工事は、次の施工内容を含む工事とする。 ・ ○○○○工を●●●m 以上施工 工事内容に複数の条件がある場合： 評価する工事は、次の施工内容を含む工事とする。 ① ○○○工事を合計A＝●●●m2以上施工 ② ①の施工に伴う○○○工をA＝●●●m2以上施工 ※ なお、評価は一契約単位で行います。	
		配置予定技術者の工事成績	
		【例文】 評価する工事は、次の施工内容を含む工事とする。 ・ ○○○○工を●●●m 以上施工 工事内容に複数の条件がある場合： 評価する工事は、次の施工内容を含む工事とする。 ① ○○○工事を合計A＝●●●m2以上施工 ② ①の施工に伴う○○○工をA＝●●●m2以上施工 ※ なお、評価は一契約単位で行います。	
評価対象区		秋葉区 (工事施工場所と同一区内として評価する区)	
優良工事表彰等		優良工事表彰等は、新潟市優良工事表彰要綱に定める右記工種／細目により評価する。 工種 入札公告に掲載する工種	
技 術 評 価 に 関 す る 事 項 (再 掲)	簡易な施工計画 で求める所見	0	
		「評価対象区」 ・ 評価対象となる「区」を記載しています。 特に工事範囲が2つ以上の区にまたがる場合にご注意ください。	
		注意事項 ③ 文字は10.5ポイント以上とし、文章は1枚に簡潔に記述してください。 なお、文章を補完するためのイラスト・イメージ図は、A4用紙1枚を限度として添付できます。 (1枚を超える部分は評価の対象としません。) ④ 提出された「簡易な施工計画書」が白紙であるなど、不適切な場合はその入札参加者の入札は無効とし、失格となりますので充分ご注意ください。	

発注者が求めるテーマに対する「簡易な施工計画」を別記様式第2号「簡易な施工計画書」で述べていただきますが、その際、次ページの注意事項を熟読いただき適切な提案をしてください。

【簡易な施工計画で求める所見についての注意事項】

上記「簡易な施工計画に関する事項」欄には、「提案にあたり、どのように実施するのか具体的に記載してください。」「提案に係る費用負担の増減については、設計変更の対象としません。」と明記しています。

出題の一例として、①「工事における振動や騒音、塵埃発生の低減に配慮した施工上の工夫」や②「道路利用者（歩行者、自転車利用者、車両）の通行に配慮した交通管理の工夫」というようなテーマが考えられます。

発注者は、「施工地周辺環境を反映しての現場作業における対策や工夫」や「道路環境とその利用状況を反映しての交通（安全）管理の工夫」等の提案を期待するものであり、設計内容・施工条件を逸脱する過度な提案（オーバースペック）を求めるものではありませんので、過度な提案（オーバースペック）は評価の対象となりません。

《過度な提案（オーバースペック）》

- ・ 要求水準に対し過剰な品質・性能・効果を実現するため、高価な材料・施工方法等の使用により、過度なコスト負担を要する提案
- ・ 設計図書等に明記された仕様・規格を変更する提案（管理基準を厳格化する提案を含む）
- ・ 設計図書に反映して実施すべき追加調査など、通常設計変更で対応している提案
- ・ 業者の任意性によるところ（工法、使用機種、仮設等）について、過度なコスト負担を要する提案
- ・ 上記提案が必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない（現場条件、工事特性などを踏まえ、個別の提案毎に判断する）

設計内容・施工条件を逸脱せず、真に実施できる提案が成されるようご注意ください。

- ④ 「周知事項」の欄では、入札参加者が提出すべき資料や落札候補者となった際に提出が必要な資料を明記してありますのでご確認ください。

周知事項	※1	入札参加者の提出資料について	新潟市総合評価方式実施要領 第11条に規定するものです。	提出が必要なもの
			① 技術評価点自己評価表（別記様式1号）	☒
			② 簡易な施工計画書（別記様式2号）	☒
	※2	落札候補者の提出資料について	新潟市総合評価方式実施要領 第17条に規定するものです。	提出が必要なもの
			① 技術資料の提出について（別記様式4号）	☒
			② 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料（別記様式5号）	☒
			③ 地域・社会貢献度等確認資料（別記様式6号）	☒
			④ 障がい者雇用チェックシート（別記様式6-1号）	評価項目として設定され、該当する場合
			⑤ ボランティア活動による地域貢献の実績（別記様式6-2号）	評価項目として設定され、該当する場合
			上記の②及び③の書面に記載した内容を証明する資料 ただし、④、⑤及びそれらを証明する資料は、評価項目として設定され、該当する場合に提出が必要です。	☒

⑤ 最後に、「注意を要する事項」の欄では、

入札参加者に共通な事項として、

「自己評価にあたっての留意事項」を参照し記入してください。と明示しています。

【注1】では、提出書類に関して「無効となる場合」、「不受理となる場合」など非常に重要な事項を明記しています。(33・34ページを合わせてご覧ください。)

【注2】では、「技術評価点自己評価表」及び「簡易な施工計画書」を電子申請システムで提出してくださいということをお願いしています。十分ご注意ください。

(電子入札システムでは受け付けることができません。)

注 意 を 要 す る 事 項	共通事項	別掲「自己評価にあたっての留意事項」を参照し記入してください。なお、「自己評価にあたっての留意事項」は随時更新することがありますので、最新のものを参照してください。 新潟市ホームページ【産業・経済・ビジネス＞土木・建築＞建設工事総合評価方式＞総合評価に関するお知らせ】 (http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/important.html)をご覧ください。
	注 1	提出期間内に技術評価点自己評価表等の提出がない場合や不備がある場合は、失格とします。
		① ただし、新潟市電子入札実施要領第5条による辞退届を提出した場合は、辞退の扱いとします。
		② 提出期間以外に届いたものは、不受理とします。
		③ 電子署名の認証が正しく行われていないものは、不受理とします。
		④ 「受理」若しくは「不受理」の結果は、受付処理後メールでお知らせします。
		⑤ 提出期間内に技術評価点自己評価表を複数提出した場合、提出期間内において、一番最後に届いたものを評価します。 (最初に提出した自己評価表が有効であっても、最後に提出した自己評価表が無効の場合は、失格扱いとします。ご注意ください。)
		⑥ 提出した技術評価点自己評価表が有効か無効かという取扱いについて、市からお知らせしません。また、照会にもお答えしません。
		⑦ 総合評価方式において配置予定技術者を兼任する場合の手続きについては、「総合評価方式において配置予定技術者を兼任する場合の手続き及び監理技術者補佐の施工実績等の取扱いについて」をご確認ください。 詳しくは、新潟市ホームページ【産業・経済・ビジネス＞土木・建築＞建設工事総合評価方式＞総合評価に関するお知らせ】 (http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/important.html)をご覧ください。
	注 2	① 技術評価点自己評価表及び簡易な施工計画書を提出する「電子申請システム」は、「電子入札システム」とは異なります。ご注意ください。
		② 技術評価点自己評価表及び簡易な施工計画書の提出は、電子申請システムによる提出を原則としますが、入札参加者が使用する機器(パソコン)等に不慮の障害が発生するなど一定の条件に合致する場合、紙ベースでの提出が可能です。 詳しくは、新潟市ホームページ【産業・経済・ビジネス＞土木・建築＞建設工事総合評価方式＞総合評価方に関するお知らせ】 (http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/important.html)をご覧ください。
	様式について	① 落札候補者となった者が提出しなければならない別記様式4～6-2号については、新潟市ホームページ【産業・経済・ビジネス＞実施要領】 (http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/sougou_trial.html)よりダウンロードしてください。
		② 要領・様式等は随時更新することがありますので、最新のものをご利用ください。
		③ 記載内容に虚偽があった場合は、指名停止となる場合がありますのでご注意ください。

(2)「技術評価点自己評価表」について

技術評価点自己評価表（別記様式1号）は、総合評価方式個別説明書（上段）の「総合評価方式の入札に関する事項」に記載のとおり、定められた提出期限において提出する必要があります。（提出期限の前、若しくは提出期限を過ぎての提出は、受理せず無効となります。）

【ご注意いただきたいこと】

- ① 技術評価点自己評価表（別記様式1号）の作成にあたっては、あらかじめ下記の「別記様式2号」から「別記様式6-2号」を必要に応じて作成し、記入漏れや誤りがないよう注意してください。

（記入漏れや誤りと認められるものがあっても、審査が終了し総合評価点を公表するまで、そのことについて、発注者（市）は、入札参加者の方にお知らせすることはありません。）

- ・別記様式2号 簡易な施工計画
- ・別記様式3号 技術提案書
- ・別記様式4号 技術資料等の提出について
- ・別記様式5号 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料
- ・別記様式6号 地域・社会貢献度等確認資料
- ・別記様式6-1号 障がい者雇用状況チェックシート
- ・別記様式6-2号 ボランティア活動による地域貢献の実績

- ② 下記に記す「技術評価点自己評価表」の上段に掲げる項目については、次のことにご注意ください。
- ・最上段の「入札参加資格登録所在地」、「商号又は名称」、「代表者名」、「下記の工（業）種に応じた入札参加資格者名簿格付けランクをご記入ください。」の欄は、入札参加者を特定する部分です。漏れがないよう正確に記入してください。

【注】工（業）種に応じた入札参加資格者名簿格付けランクのご記入について

ここでの選択の結果は、総合評価方式において、企業の評価に影響を与えるものではありません。ご理解とご協力をお願いします。

特別簡易型 Ⅲ型を例に説明します。

別記様式1号（実施要領第6条関係）

令和7年度・技術評価点自己評価表（土木・舗装／特別簡易型 Ⅲ型）

TKA3

（あて先） 新潟市長

入札参加資格登録 所 在 地		下記に工（業）種に応じた入札 参加資格者名簿格付けランク をご記入ください。
商 号 又 は 名 称		
代 表 者 名		
工 事 番 号		
工 事 名		

あらかじめ発注者（市）で記入します。
絶対に削除しないでください。

次の「工事の施工能力」に掲げる項目は、必須項目であることにご注意ください。

説明用見本

特別簡易型 Ⅲ型を例に説明します。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己評価点
工事の施工能力（必須）	工事成績（平均点）	85点以上	7.000	新潟市評価
		77点以上85点未満	$(a-77) \times 7/8$	
		65点以上77点未満		
		65点未満（マイナス評価と実績なし）		
	同種・類似工事の施工実績	国、都道府県又は政令指定都市以外の上記以外の発注工事の元請施工実績がある		17.000
		実績なし	0.000	
		指定工種での新潟市優良工事表彰又は一定以上の工事成績の有無	1.000	
		指定工種での85点以上の工事成績評定点あり	0.500	
	優良工事表彰等	受賞等なし	0.000	
		当該年度の総合評価方式の受注回数 ※2	2.000	
		受注実績が、無し	1.000	
		受注実績が、1回	0.000	
	総合評価方式受注回数	受注実績が、2回以上		
		主任（監理）技術者の有する資格	1.000	17.000
		主任（監理）技術者の有する資格	0.500	
		基準日：入札参加申込締切日	0.000	
		上記以外の資格		
配置予定技術者の能力	同種工事の工事成績 ※3 ※4	85点以上	2.000	17.000
		83点以上85点未満	1.500	
		81点以上83点未満	1.000	
		実績なし	0.000	
	同種・類似工事の施工実績 ※3 ※4	国、都道府県又は政令指定都市以外の上記以外の発注工事の元請施工実績がある	1.000	17.000
		実績なし	0.000	
		主任（監理）技術者の有する資格	1.000	
		主任（監理）技術者の有する資格	0.500	
		基準日：入札参加申込締切日	0.000	
		上記以外の資格		

自己評価点の記入欄は、あらかじめブルダウン形式で該当する点数が選択できるようにしてあります。

※3、※4については
11 ページを参照ください

- 企業の能力に掲げる「工事成績（平均点）」の欄は、発注者（市）が算出しますので記入の必要はありません。
- 企業の能力に掲げる「同種・類似工事の施工実績」の欄は、あらかじめ「別記様式5号 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料」を作成して、誤りなく記入してください。
- 評価項目の「優良工事表彰等」は、指定区分での優良工事表彰がある場合、及び指定区分での優良工事表彰がない場合において85点以上の工事成績評定点の工事実績がある場合に評価となるものです。
- 企業の能力に掲げる「総合評価方式受注回数」の欄は、入札参加者に係る令和6年度総合評価方式での受注回数（地域の守り手確保型、特別簡易型（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）、簡易型ごとに数えます。）に応じた点数を選択して自己評価してください。

【ご注意ください！】

審査は、「技術資料自己評価表」提出締め切り後に、開札日、公告日、案件番号という順で技術評価点数を確定します。その結果、当該案件の落札候補者となる場合、受注者と見做し「総合評価方式受注回数」を数えます。詳しくは、「自己評価の留意事項」をご覧ください。

- ・配置予定技術者の能力に掲げる「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」の欄は、それぞれ該当する欄の記載内容に応じて自己評価してください

③ 「技術評価点自己評価表」の「中段以降に掲げる項目」については、次のことにご注意ください。

- ・「地域・社会貢献度」に掲げる項目は、選択項目です。

地域・社会貢献度	Made in 新潟等新技術の活用	主要な新技術（NETIS含）の活用	新技術の活用が2技術以上あり （活用目的が本工事に合致し、現場条件に適合するもの）	0.500	4.500	
			新技術の活用が1技術あり （活用目的が本工事に合致し、現場条件に適合するもの）	0.250		
			上記以外	0.000		
	災害時活動協力・活動実績	新潟市の災害時応援協定の有無と活動実績の有無 対象期間：現年度（公告日前日）及び過去10ヶ年度	工事施工場所と同一区内での災害時応援協定の締結実績があり、かつ、過去10ヶ年度（当該年度含む）に災害時等の活動実績がある（同一区）	1.000		
			工事施工場所と同一区ではないが災害時応援協定の締結実績があり、かつ、過去10ヶ年度（当該年度含む）に災害時等の活動実績がある（他区、全市）	0.800		
			災害時応援協定の締結実績はあるが、活動実績はない（同一区、他区、全市）	0.600		
			災害時応援協定の締結はないが、新潟市からの要請による活動実績がある（全市）	0.400		
			災害時応援協定の締結はないが、新潟市内において、国、新潟県、旧公団からの要請による活動実績がある（全市）	0.200		
			上記以外	0.000		
	除雪委託契約	新潟市の除雪委託契約の有無 対象期間：現年度（公告日前日）及び過去3ヶ年度 複数の契約がある場合は、何らか1つの契約で判断し評価する	工事施工場所と同一区内において 新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり	*****		
			新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり	*****		
			工事施工場所と異なる区において 新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり	*****		
			新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり	*****		
			契約実績なし	*****		
	地域内拠点	本社（本店）の所在地 基準日：入札参加申込締切日	本社（本店）が工事施工場所と同一区内に存在する	*****		
			本社（本店）が上記以外の新潟市内に存在する	*****		
			本社（本店）が新潟市内に存在しない	*****		
（再） 地域・社会貢献度	新潟市消防団協力事業所	新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無 基準日：公告日	新潟市消防団協力事業所表示証が交付されている	*****		
			該当しない	*****		
	障がい者雇用	障がい者雇用の有無 基準日：公告日	障がい者を法定雇用率以上で継続して（1年以上）雇用している	0.500		
			上記に該当しない	0.000		
	ボランティア活動	新潟市内におけるボランティア活動の実績 対象期間：現年度（公告日前日）及び過去3ヶ年度	過去3ヶ年度にボランティア活動の実績がある	0.500		
			実績なし	0.000		
	市内企業の活用	一次下請を含む市内企業	自社施工及び一次下請施工において、市内本社（本店）の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である	2.000		
			上記の工事費総額が、請負金額の70%以上である	1.500		
			上記の工事費総額が、請負金額の60%以上である	1.000		
			上記の工事費総額が、請負金額の50%以上である	0.500		
			上記に該当しない	0.000		

- ・評価項目の「Made in 新潟等新技術の活用」は、活用目的が本工事に合致し、現場条件に適合するものを評価し、2技術までが評価の対象となります。
- ・評価項目の「災害時活動協力・活動実績」は、工事の施工地と災害協定の区域の関係により、「除雪協力」は、工事の施工地と除雪協力の区域および機械の所有の有無の関係により、「地域内拠点」は、工事の施工地と本社（店）の位置の関係により評価点数が異なります。
- ・評価項目の「新潟市消防団協力事業所」の評価基準は、新潟市消防団協力事業所表示証の有無により評価するものです。
- ・評価項目の「障がい者雇用」は、国際条約に基づく国の動向、及び新潟市としての取組において、事業主の協力体制を評価するものです。

評価は公告日を基準日に、障がい者の雇用率が厚生労働省の定める率以上の企業を加算評価

します。

技術評価点自己評価表における自己評価点の算出にあたっては、予め「別記様式6-1号 障がい者雇用 チェックシート」を作成してご確認ください。

ハローワークに届出の対象企業は、「障害者雇用状況報告書」の写しに替えることができます。

(詳しくは、別冊「自己評価の留意事項」9ページをご覧ください。)

- ・ 評価項目の「市内企業の活用」は、市との総合評価方式での請負契約において、市内に本社（本店）がある元請及び1次下請が施工する工事費総額との比率で評価するものです。

【ご注意ください！】

「市内企業の活用」における「市との総合評価方式での請負契約において、市内に本社（本店）がある元請及び1次下請が施工する工事費総額との比率」の算出の詳細については、「自己評価の留意事項」をご覧ください。

- ④ 技術評価点自己評価表の「持続可能な建設業への取組み」については、次のことにご注意ください。

持続可能な建設業への取組み	ICT活用工事の取組み・実績 (対象:土工、舗装工事)	新潟市発注工事で受注者希望のICT活用工事の取組み、かつ、実績の有無	本工事を「ICT活用施工」として実施し、かつ、完了した「ICT活用工事」の実績がある	0.500	1.500
			本工事を「ICT建機による施工」として実施し、かつ、完了した「ICT活用工事」の実績がある	0.400	
			本工事を「ICT建機による施工」として実施するが、完了した「ICT活用工事」の実績はない	0.300	
			上記以外	0.000	
	ワークライフバランスの推進	法律、制度に基づく認定等の有無（基準日に有効なもの） 基準日：公告日	下記のいずれか2つ以上の認定等がある	0.500	
			下記のいずれか1つ以上の認定等がある	0.250	
			① にいがた健康経営推進企業（新潟県） ② えるぼし認定（厚労省 女性活躍推進法） ③ くるみん認定（厚労省 次世代育成支援対策推進法） ④ ユースエール認定（厚労省 若者雇用促進法） ⑤ 育児休業、介護休業法に定めるところにより、就業規則に「子を養育するための休業制度」及び「要介護状態にある対象家族を介護するための休業制度」を定めている（厚労省 労働基準監督署へ届出） ⑥ 新潟市働きやすい職場づくり推進賞 ⑦ 新潟市健康経営認定（ゴールドクラス、シルバークラス）		
			上記以外	0.000	
	技術の継承	50才未満の配置技術者の配置の有無 基準日：公告日	50才未満の配置技術者（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者）の配置	0.500	
			上記以外	0.000	

- ・ 評価項目の「ICT活用工事の取組み・実績」は、本工事でICT活用工事を施工する場合に評価する項目です。過去の過去のICT活用工事の実績に有無により評価点数が異なります。
- ・ 評価項目の「ワークライフバランスの推進」は、「にいがた健康経営推進企業」等の指定された制度に有効な登録又は認定の有無が評価の対象となります。
- ・ 評価項目の「技術の継承」は、50才未満の配置技術者（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者）を配置する場合に評価の対象となります。

（3）新潟市建設工事総合評価方式に関するFAQについて

個別説明書および技術評価点自己評価表については（1）及び（2）で説明しましたが、入札参加者の方々からよく問い合わせいただく事項をとりまとめ、「新潟市建設工事総合評価方式に関するFAQ」としてホームページ「電子申請・評価に関する留意事項・手引き・FAQ」に掲載しています。ご確認ください。

なお、このFAQについては適宜改定しております。

8 電子申請（システム）について

総合評価方式における提出資料の作成及び提出方法については、新潟市建設工事総合評価方式実施要領で定めています。

当該提出資料については、下記のように ① 電子申請システムで提出するもの（入札公告で掲げる総合評価方式個別説明書に明示される期間に提出が必要なもの）と ② 持参により提出するもの（総合評価点最上位の落札候補者が提出するもの）があります。

①電子申請システムで提出するもの

技術評価点自己評価表	別記様式1号
簡易な施工計画	別記様式2号
技術提案書	別記様式3号

②持参により提出するもの

技術資料等の提出について	別記様式4号
企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料	別記様式5号
地域・社会貢献度等確認資料	別記様式6号
障がい者雇用 チェックシート	別記様式6-1号
ボランティア活動による地域貢献の実績	別記様式6-2号

（１）電子申請の方法

新潟市のホームページの【トップページ＞産業・経済・ビジネス＞土木・建築＞建設工事総合評価方式】で新潟市オンライン申請システム（e-NIIIGATA）へ（外部サイト）をクリックすると、



の画面に進みます。下へスクロールして申請できる手続き一覧より手続きをお願いします。

(2) 注意事項

電子申請については、令和4年4月1日付けの技術管理課長発出「新潟市建設工事総合評価方式の自己評価表等資料の作成と提出に関する注意事項について（周知）」（※）で、下記注意事項をお知らせしています。

- ・申請者名等の明記について
- ・共同企業体で入札参加の場合について
- ・受理、不受理、失格について
- ・技術評価点自己評価表（別記様式1号）及び簡易な施工計画（別記様式2号）の提出方法やファイル名の取扱いについて

（※）新潟市のホームページのトップページ＞産業・経済・ビジネス＞土木・建設工事＞

建設工事総合評価方式＞総合評価に関するお知らせ で今一度ご確認ください。

また、本手引き16ページに掲げる（7 「総合評価方式個別説明書」及び「技術評価点自己評価表」について）⑤注意を要する事項でも受理、不受理、無効（結果して失格）について説明しています。

(3) 電子申請システムに係るシステム障害時等の取扱い

総合評価方式において、これまで電子申請システムや電子認証に不具合が生じた際（申請者側に電子認証の不具合があることが明らかな場合を除く）には、関係課と協議しながら、電子申請期間の変更、又は紙ベースによる技術評価自己評価表や簡易な施行計画などの技術資料提出を認めてきました。

これまでの取扱いに加え、**平成25年4月1日より、電子申請システム又は電子認証に不具合が発生し、下記に掲げるいずれかに該当する場合は、紙ベースによる技術資料の提出を認めております。**

①	電子申請を行うためのICカードが失効、破損、閉塞等で使用できなくなった場合で、ICカードの再発行の申請予定又は申請中の場合。
	有資格業者側の不測のシステム障害により締切に間に合わない場合。
	その他各発注部局において、紙申請を行うことがやむを得ないと認められる場合。

紙ベースによる技術資料の提出を認めることの運用については、「総合評価方式における電子申請システムにかかるシステム障害時等の取扱いについて」により、提出締切日の午後5時までなどの条件を付して直接、技術管理課への提出を認めています。次ページの文書をご確認ください。

参考掲示：正式な公表文は、新潟市のホームページのトップページ＞産業・経済・ビジネス＞土木・建築＞建設工事総合評価方式＞電子申請・評価項目に関する留意事項・手引き・FAQで今一度ご確認ください。

総合評価方式における電子申請システムにかかる システム障害時等の取り扱いについて

標記につきましては、総合評価方式における電子申請システムまたは電子認証に不具合が発生し、下記に掲げるいずれかに該当する場合は、紙ベースによる自己評価表等資料の提出を認めております。

①	電子申請を行うためのＩＣカードが失効、破損、閉塞等で使用できなくなった場合で、ＩＣカードの再発行の申請予定又は申請中の場合
②	有資格業者側の不測のシステム障害により締切に間に合わない場合
③	その他各発注部局等において、紙申請を行うことがやむを得ないと認められる場合

【手続きについて】

上記障害が発生した場合の手続きについては、財務部契約課所管の「電子入札システムにかかるシステム障害時等の取扱い」による方法を準用し、契約部署からＦＡＸで発行される「承諾について」の写しを技術管理課に原則持参することとしておりますが、電子入札システムでは不具合がなく電子申請システムで不具合がある場合、契約部署の「承諾について」によらない場合の手続きとし、以下のとおりこのお知らせをもって取り扱うこととします。

１．総合評価方式における紙申請方式参加承諾願（別紙）等を技術管理課に提出します

- ・入札公告に記載の**技術評価点自己評価表提出締切日の午後５時まで**に、原則持参により技術管理課に提出してください。
午後５時を過ぎた場合は、承諾の手続きはできません。
- ・上記承諾願、技術評価点自己評価表、簡易な施工計画書（簡易型の場合）、補完図面等（簡易型の場合）のそれぞれに必要な事項を記入し、印刷した書類を**１部**提出してください。
- ・承諾（又は不承諾）については、技術管理課より、その場で当該承諾願に受付印を押し、受付日時などを記入しコピーをお渡しします。

２．注意事項

- ・紙申請については、**電子申請と同様に内容の審査は一切行ないません。**
- ・有効・無効の取扱いについては、電子申請と同様にお知らせしません。
- ・技術評価点自己評価表等の記載内容により、電子申請した際と同様に失格になる場合があります。

総合評価方式における紙申請方式承諾願

記載例

令和〇年〇〇月〇〇日

新潟市長

住 所 新潟市〇〇区〇〇1-1-1
 商号又は名称 〇〇建設 株式会社
 代表者氏名 代表取締役
 電 話 番 号 000-0000-0000

業 者 番 号

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

競争入札参加者名簿にある業者コードを
 入力してください。

持参者

氏名 〇〇 〇〇

下記工事の入札参加資格要件を満たしていますが、総合評価方式における電子申請システムを利用して申請できないため、紙申請方式での申請を承諾いただきますようお願いいたします。

記

1 入札案件

発 注 部 署	① : 〇〇課	公告年月日	② : 令和〇年〇月〇日
案 件 番 号	③ : 202XXXXXXX	工 事 番 号	④ : 〇〇第〇号
工 事 名	⑤ : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
電子申請システムを利用できない理由	(例1) 電子申請するためのICカードが失効したため (例2) 不測のシステム障害により締切に間に合わないため		
提出書類	☒ 技術評価点自己評価表 別記様式1号 1部 ・ 簡易な施工計画書 (簡易型の場合) 別記様式2号 1部 ・ 補完図書等 (簡易型の場合) 任意様式A4 1部 ・ 技術提案書 (標準型の場合) 別記様式3号 1部		

以下は、市側の処理欄ですので、記入は不要です。

令和 年 月 日 時 分 受取者

上記について 承諾します ・ 承諾しません

新潟市都市政策部 技術管理課

9 総合評価方式入札における不適格事項に関する通知について

総合評価方式入札では、技術評価点自己評価表（別記様式1号）や簡易な施工計画書（別記様式2号）などの技術評価に関する資料を原則、電子申請システムにより、それぞれの入札公告により定められた期間に提出していただく必要があります。

①電子申請システムにおける書き込み及び②提出資料のファイル名の記載において、未記入や誤っての記載などの「不備」があり、「失格」となるケースが少なからずあります。

しかしながら、容易に「不備」を解消できるものも多々ありますことから、「失格」となった入札参加者へその理由をお知らせし、失格者の減少に繋がるよう下記の通知を行いました。

平成25年11月29日

一般競争入札参加者 各位

都市政策部技術管理センター
技術管理課

総合評価方式入札における不適格事項に関する通知について

日頃より総合評価方式入札の試行について、ご理解・ご協力を頂き有難うございます。

総合評価方式入札では、技術評価に関する資料を原則、電子申請システムにより、それぞれの入札公告に添付する総合評価方式個別説明書に定める期間に提出して頂いています。

〈技術評価に関する資料〉

特別簡易型の場合－技術評価点自己評価表（必須）

簡易型の場合－技術評価点自己評価表（必須）、簡易な施工計画書（必須）、

簡易な施工計画書の補完図面等（任意）

これら資料は、期間内であれば何回お送り頂いても構いませんが、最後に送られたもので審査します。

技術評価に関する資料を個別説明書に定める期間外に提出した場合、受理できないことからお送りいただいたメールアドレスに「不受理」である旨の返信をしています。

なお、提出された資料の審査は申請受付時には行わず、提出期間終了後、審査を行い、「不備」があれば「失格」となります。

提出資料のファイル名の未記入など容易に「不備」を解消できるものも多く含まれていることから、「失格」となった入札参加者へより一層の周知を図り、失格者の減少に繋がるよう標記の通知を下記により行うこととしましたので、お知らせします。

なお、「技術評価に関する資料の提出が未提出」または「技術評価に関する資料提出後の返信通知が不受理」、「入札参加申請申込後に指名停止」の場合については、標記の通知は致しません。

記

適用開始日：平成25年12月1日

対象案件：総合評価方式入札で開始日以降に開札となるもの

対象者：技術評価に関する資料を提出し、「受理」されたが、評価結果で「失格」となった入札参加業者

通知方法：入札参加業者の担当者から届出のあったメールアドレスへ送信

通知日：原則として、対象案件の契約担当課が、市ホームページへ評価結果を公表掲載した翌日

入札参加者宛の下記通知例「総合評価方式入札における不適格事項について（通知）」を参考に
ご覧ください。

是非、新潟市（技術管理課）のホームページに掲げる「自己評価にあたっての留意事項」（最新
版）、「新潟市建設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出についてのお願ひ」、「新潟市建
設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出についてのお願ひの訂正、および電子申請で作
成する際の様式について」、「共同企業体で申請する場合の注意事項」などご覧いただき、不適格事
項に該当することが無いよう書類の整備にご留意ください。

（20ページも併せてご覧ください。）

（通知例）

平成31年〇月〇日

株式会社 技術建設
代表取締役 技術 太郎 様

新潟市 都市政策部 技術管理課長

総合評価方式入札における不適格事項について（通知）

下記案件の入札において、不適格事項がありましたので、通知します。
なお、これにより当該案件の入札につきましては失格となり、併せて評価結果調書も「失格」となります。

記

公 告 日	平成31年〇月〇日
案件番号	2019100001
工事番号	△△第□□号
工 事 名	新潟第×処理分区枝線◆～▼▼下水道工事
失格理由	2-5 【下記「失格理由」の番号の内容に該当します】

失格理由

- 1 提出書類に不足があるため
 - 1-1 技術評価点自己評価表の提出が無い（申請書類のみの提出）
 - 1-2 簡易な施工計画書の提出が無い【簡易型のみに該当】
- 2 提出書類に不備があるため
 - 2-1 ファイル名に誤りがある
 - 2-2 記入漏れ等により、提出者が特定できない
 - 2-3 工事番号・工事名が削除されたことにより、提出案件が特定できないため
 - 2-4 件名等の誤りにより、不整合箇所がある
 - 2-5 配置予定技術者が記載されていないため
 - 2-6 配置予定技術者として認められない者が記載されているため
- 3 提出書類の要件が満たされないため
 - 3-1 他の落札候補者となった案件と配置予定技術者が重複し、技術者の配置が出来ない
 - 3-2 落札候補者となり提出した技術資料の審査により、配置出来ない予定技術者であることが判明した

10 履行の確保と確認 **(受注者の方へ 特にご注意いただきたいこと)**

新潟市建設工事総合評価方式実施要領の運用基準（令和7年4月1日改正施行）の「9 工事成績評価の減点」において、次のように規定しています。

- (1) **簡易な施工計画書、技術提案書、Made in 新潟等新技術の活用、ICT 活用工事の取組み・実績に記載された内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。**

- ① **「簡易な施工計画」「技術提案書」「Made in新潟等新技術の活用」「ICT活用工事の取組み実績」**

減点値＝8点× $(\alpha - \beta)$ ／ α （小数点以下第1位四捨五入整数止）

α ：落札時の「簡易な施工計画書」「技術提案書」「Made in 新潟等新技術の活用」「ICT 活用工事の取組み・実績」に係る技術評価点

β ：達成度合いに応じて「簡易な施工計画」及び「技術提案」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評価実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

【要注意点】

「別記様式2号 簡易な施工計画書」において、『市では、「簡易な施工計画」における具体的な施工計画の提案において、提案にかかる費用負担の増減については、設計変更の対象としないこととしております。提案にあたって、ご注意ください。』と明示しています。

基本的に、過度な提案をすることなく、あくまでも「市が求めるテーマに対する具体的な工夫」を提案するよう心がけ、工事竣工時において、提案された事項が未達成とならないようご注意ください。

工事竣工時に提案された事項が未達成の場合には、工事成績評定点の減点がされることとなりますのでご注意ください。

- ② **「技術資料に記載された配置予定技術者の能力」**

減点値＝8点× $(\alpha - \gamma)$ ／ α （小数点以下第1位四捨五入整数止）

α ：落札時の「配置予定技術者の能力」に係る技術評価点

γ ：達成度合いに応じて「配置予定技術者の能力」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評価実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

配置予定技術者とは、技術評価点自己評価表に記載した技術者（主任（監理）技術者、補助技術者）を指す。

【要注意点】

「別記様式5号 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料」において、配置予定技術者の届出をしてもらいますが、工事契約期間に、受注者の責により配置技術者の交代が必要となった場合、交代後の配置技術者の資格や施工実績等について再確認し、総合評価点算出時と比較します。

その結果、契約時の総合評価点算出時の評価点より減点となる場合には、工事成績評定点の減点がされることとなりますのでご注意ください。

ただし、下記の場合は減点対象としません。

- ・配置技術者が死亡、傷病、出産、介護又は退職により交代となり、新たな配置技術者が技術資料に記載された能力を満足できない場合。

③ 「市内企業の活用の評価基準に示す割合」

減点値＝8点× $(\alpha - \kappa) / \alpha$ （小数点以下第1位四捨五入整数止）

α ：落札時の「市内企業の活用」に係る技術評価点

κ ：達成度合いに応じて「市内企業の活用」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

【要注意点】

「別記様式1号 技術評価点自己評価表」により自己評価することとしていますが、工事竣工時において、市内企業の活用状況について確認します。

確認の結果、自己評価点が未達成の場合には、工事成績評定点の減点がされることとなりますのでご注意ください。

11 その他の事項

(1) 学識経験者からの意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項、並びに地方自治法施行規則第12条の4により、以下の手続きを行う際には、2名以上の学識経験者からの意見を聴取します。

市では学識経験者に意見を聞くことについて、新潟市建設工事総合評価方式実施要領第8条において規定しています。学識経験者は、中立・公正な立場から判断することができる者として、大学教授及び行政職員（国土交通省北陸地方整備局の職員）等から土木系・建築系それぞれの学識経験者を選任しています。

個々の工事ごとに、土木系・建築系の専門の学識経験者から意見を聴取しますが、共通する決定基準については、両方の学識経験者から意見を聴取します。

- 落札者決定基準を定めようとするとき
- 落札者を決定しようとするとき（※）

※ 落札者を決定しようとするときに学識経験者からあらためて意見を聴く必要があると事前に意見が述べられた場合。

(2) 説明要求等の対応

総合評価に関する結果については、新潟市ホームページ（財務部契約課のページ）で公開します。

この結果に関して疑義がある場合、入札参加者は、評価結果の公開日の翌々日（閉庁日を除き、最終日の17時00分まで）までに、疑義の内容を記して下記メールアドレスまでメールにて提出することになります。

新潟市都市政策部技術管理課（[E-mail:gijutsu@city.niigata.lg.jp](mailto:gijutsu@city.niigata.lg.jp)）